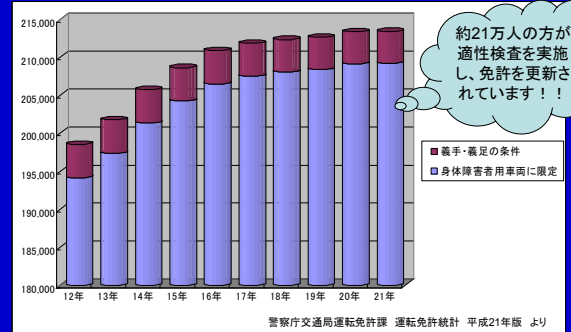


H23.4.22 リハビリ講座

自動車運転について

作業療法士 木村佳奈

条件付き運転免許の保有者数の推移



公共交通機関の少ない秋田では
非常に有効な移動手段

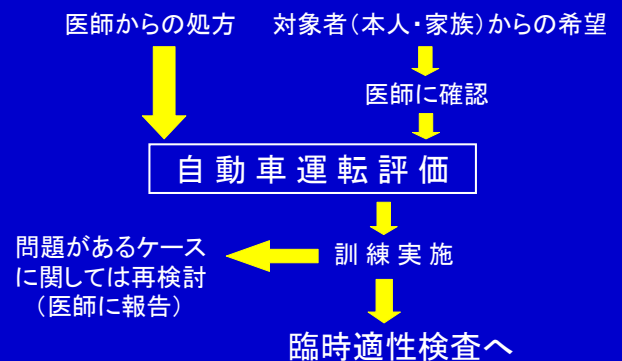
当センターでの自動車運転評価・訓練開始条件

- ・退院後に仕事や社会生活復帰に際し、車の運転が必須
- ・主治医をはじめ 家族にもよく相談して再開を決めること
- ・屋外で車までの移動が自力で可能

あくまでも病院の訓練は訓練であって、運転再開へのお墨付きではない。再開にあたっては大きな責任が生まれる。

自動車運転評価の流れ

※作業療法初期評価終了後



運転適性検査装置



運転適性検査

- ①画面に数字が出てから
ボタンを押すまでの時間 (視覚検査)
- ②信号が出てから
ブレーキを踏むまでの時間 (踏み換え検査)

模擬運転検査



子供の飛び出し場面などを含む実車に近い感覚での運転検査

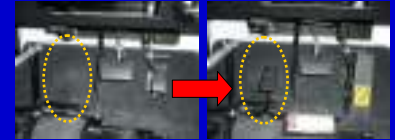
運転補助仕様



手動装置装着車

下肢の切断や脊髄損傷などで、足でアクセルやブレーキを操作することが困難な場合、手動のレバーで操作することが可能となる

左足アクセル装着車



詳しくは各ディーラー、もしくはニッシン自動車工業東北
022-375-5141

臨時適性検査

→ 決して義務ではないが

場所:各都道府県警察、
免許センター適性検査窓口

時間は10~15分程度にて終了、面接形式の検査にて、実車を運転するなど実技試験はない。事前に連絡しておく、待たされずに行ってもらえる。

減免・助成制度①

税制度

自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免

- ・障害のある方所有の車であること
- ・身体障害者、もしくは生計を共にするものが運転し、専ら当該障害者の用に供するもの
- ・手帳が必要、等級や所得によって受けられない場合もある

→ 県税事務所 018-860-3311 軽自動車税は市町村税務担当まで

消費税の非課税

福祉車輛の購入に際し消費税が必要ない。詳しくは販売店で

減免・助成制度②

車輛購入資金の貸し付け

各地域の福祉事務所、もしくは社会福祉協議会

自動車改造費の助成

各自治体で内容が異なる場合が多く、福祉担当に問い合わせを。

駐車禁止規制の適用除外

有料道路通行料金の割引

道路交通法の改正(平成21年6月1日)



高齢者予備検査とは...

- 記憶力や判断力を測定する検査(30分程度)
- →当日の年月日や時刻などを答える
- ※結果によって直ちに免許取り消しということはない
- ただし一定期間内に交通違反→専門医の診断が必要